

令和3年

総務委員会会議録

とき 令和3年9月21日

品川区議会

令和3年 品川区議会総務委員会

日 時 令和3年9月21日(火) 午前10時00分～午前11時15分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 渡辺 裕一 君 副委員長 たけうち 忍 君
委員 小芝 新 君 委員 渡部 茂 君
委員 おくの 晋治 君 委員 須貝 行宏 君
委員 田中 さやか 君 委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 堀 越 企 画 部 長
黒田計画推進担当部長 佐藤(憲)企画調整課長
(財政課長事務取扱)
小林施設整備課長 榎本総務部長
古巻総務課長 東野経理課長
提坂税務課長 工藤区議会事務局長
篠田文化観光課長 高梨公園課長

○午前10時00分開会

○渡辺委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、文化観光課長および公園課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の委員会もこれまでと同様に、新型コロナウイルス感染対策のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。また、審査の都合上、お手元に配付してございます審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。そのため、所管質問については会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮をいただきたいと思っております。その上でなおご発言を希望される方は今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ありがとうございます。

最後に、机上に配付しております令和3年陳情第43号・第44号・第48号の写しは、議長より参考送付を受けたものであります。後ほどご確認ください。

それでは、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をお願いいたします。

なお、本日は1名の方から傍聴申請をいただいておりますので、ご案内いたします。

○田中委員

先ほどの所管質問のところ、一般質問のところから質問したいのですが。

○渡辺委員長

では、ご発言ください。

○田中委員

すみません。

2点あるのですが、9月16日の大沢真一議員のデジタル化への対応についての質疑の中で、区の対応として情報戦略担当の新設に合わせて任期付職員の採用を検討中のご答弁があったと思うのですが、その任期付職員はどういった人材を何人採用し、任期はどの程度を検討しているのかというのを伺いたいというのが1点です。

○田中委員

2点目は、石田秀男議員の質問で、企画部長がお答えだったので総務委員会で伺えると思うのですが、新庁舎に関連して、にぎわいゾーンへの質問に対して、多くのにぎわい集客ができる施設が必要といった趣旨の答弁をされていたと思うのですが、もう施設建設についての想定などがされていて、計画などがあるのかといったところを伺いたいです。

○渡辺委員長

それでは、田中委員から、まず、大沢議員の一般質問項目の中のデジタル化への対応についての任期

付職員の採用についてという点、そして、石田秀男議員の一般質問、新庁舎のにぎわいゾーンのあらましについてという点をそれぞれお聞きしたいということです。明日の委員会で理事者のご答弁をいただきたいと思います。

以上で、一般質問にかかる所管質問についてを終了いたします。

1 議案審査

- (1) 第54号議案 品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約
- (2) 第55号議案 品川区立総合区民会館大規模改修機械設備工事請負契約
- (3) 第56号議案 品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約

○渡辺委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

(1)第54号議案 品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約、(2)第55号議案 品川区立総合区民会館大規模改修機械設備工事請負契約、(3)第56号議案 品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約を一括して議題に供します。

これら3議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○東野経理課長

それでは、議案審査(1)から(3)、第54号議案から第56号議案までの3議案につきまして、一括してご説明いたします。

本日審査の第54号議案から第61号議案までの8議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

お手元の経理課資料の2ページをご覧ください。最初に(1)第54号議案 品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約でございます。契約方法は制限付き一般競争入札、入札経過は3ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。2ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め2億8,600万円、契約の相手方は熊谷・大明・加地建設共同企業体、代表者、株式会社熊谷組首都圏支店、専務執行役員支店長、大野雅紀氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、令和4年度から令和5年度債務負担行為、工期は令和5年8月31日でございます。

おめくりいただきまして、4ページから5ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は施設の老朽化によりまして大規模改修を行うものでございます。大・小ホールおよびホワイエ天井の耐震化改修のほか、記載の改修工事を行います。5ページに案内図と配置図がございます。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。(2)第55号議案 品川区立総合区民会館大規模改修機械設備工事請負契約でございます。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は7ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。6ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め2億9,950万円、契約の相手方は大成温・横河・塩谷建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社、代表取締役社長、水谷憲一氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、令和4年度から令和5年度債務負担行為、工期は令和5年8月31日でございます。

おめくりいただきまして、8ページから9ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は施設の大

規模改修に伴いまして給排水管や各室空調の更新工事等を行うものでございます。9ページの図は同じものでございます。

続きまして、資料の10ページをご覧ください。(3)第56号議案 品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約でございます。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札経過は11ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。10ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め20億5,040万円、契約の相手方は新生・マスミ・中尾建設共同企業体、代表者、新生テクノス株式会社中央支店、支店長、高田敦仁氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、令和4年度から令和5年度債務負担行為、工期は令和5年8月31日でございます。

おめくりいただき、12ページから13ページの工書の概要書をご覧ください。本工事は施設の大規模改修に伴いまして記載の電気設備工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

大規模改修工事ということで、耐震化改修工事というのは本当に改修だなという形で分かるのですけれども、まず、耐震化改修工事というのは、どの程度の耐震性を今まで持っていたものが、どの程度のものになるのか、その辺のことをもう少し具体的に説明願いたいのと、それから、耐震性を向上させるというようなものが改修に当たるのは分かるのですけれども、舞台機構の改修工事で、8階から9階にエレベーターを新設するというのは、割と、舞台自体ががらっと真新しいものになるような印象を受けるのですが、改修というよりは、もう新しい舞台機構になるのかなという印象を受けるのですけれども、その辺、どのようなものになるのか。新しいきゅりあんになるのかなというイメージを受けるのですけれども、その辺のご説明をいただければと思います。

○小林施設整備課長

2点のご質問でございます。

まず1点目の耐震改修でございますが、天井を落とさなくする、地震があったとしても現状の仕上げ材を落ちなくするための改修工事でございます。これはそもそも、いわゆる要因というのは、2011年に発生しました東日本大震災におきまして、特に大きな空間を持つホール等において、天井落下というものが各地で何件か発生したことを受けまして、建築基準法の中で、特定天井と言われまして、具体的に申しますと、天井の高さが6メートルを超えるもの、それから面積が200平米を超えるものにつきましては、一定程度の基準が設けられたものでございます。

今回の、きゅりあんの大ホール、それから小ホール等につきましては、これに該当する天井、規模でございますので、そういった法に合わせてしっかりとした天井に、より安全性を高めるといった観点から、今回工事を行うものでございます。

それから、舞台機構のご質問があったかと思いますが、まず、ご質問にありましたエレベーターにつきましては、舞台にエレベーターが設置されるわけではありまして、8階から9階部分にある客席のところを上下するような、人が移動できるようなエレベーター、今までは階段しかなかったところを、今回エレベーターを設置しまして、バリアフリーに配慮した工事をするところでございます。

○おくの委員

では、舞台機構の改修工事というのは、これとは全く別の話なのですね。

○小林施設整備課長

大ホールの舞台機構、今回改修工事を行います。やはり、現状の舞台機構が古くなっておりまして、内容としましては、今あるものを、今の時代と言いますか、最新のものに置き換えることで、具体的に何か機構が大きく変わるわけではございませんが、新しいものに更新する工事を今回実施するものでございます。

○田中委員

まず、契約の中で、この改修工事が環境に配慮した工事が行われるのかといった点と、また、トイレの改修もあったのですけれども、その際にユニバーサルベッドが契約の中にあっただのかという点と、また、今、ホールのところで、親子が過ごせる親子ルームのようなものがあっただけですけれども、そこなどはぜひこれからも、授乳スペースであったり、そういうところをなくす方向ではないということなどももし確認できればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林施設整備課長

3点のご質問のうち、まず1点目、環境に配慮という点でございますが、今回、機械設備につきましても、電気設備につきましても、大規模な改修を実施するところでございます。電気ですと、照明器具につきましては、区で今進めておりますLED化、それをしっかり、この施設についても進めていくというところでございます。

機械類、空調につきましても、今回、やはり機械自体を新しく変えますので、今、最新の機械ということになりますと、一定程度の環境に配慮した設備が導入されているところでございますので、そういったところにつきましては、しっかりと今回も取り組んでいるところでございます。

それから、トイレのご質問でございますが、基本的には、だれでもトイレと申しますか、多機能トイレといったものが現状でも設置されておりますが、今回の大規模改修に合わせて、その中身につきましても、きれいに改修をする予定でございます。基本的には、今ある大きさの中で改修しますので、全てにユニバーサルベッドが入るかというところについては検討が必要ですが、基本的には、入るところについてはユニバーサルベッドを今回導入させていただくところでございます。

それから、ご質問がありました大ホールの親子ルームでございますが、今回の改修につきましても、現状と同じように設置する方向で計画のほうは進んでおります。

○須貝委員

今回、金額からすると、28億円、まず改修工事である程度大きな建物ができるだけの予算、入札予定価格、それから機械設備に対して27億円、それから電気設備も20億円と、総額にすると70億円を超えるわけですね。80億円近く。すごく高額だと思うのですが、これに対して、私は積算を区ではできていないと思うのですが、やはり積算会社に頼んで、これだけの工事だとこれだけかかるのかなというようなことで入札予定価格というのが出たのかなと。あと、実際、大規模改修工事に関しては、結構それなりにかかるのかと思うのですが、参考にお聞きしたいのですが、機械のほうも、電気設備もそうですが、一体、一番高額な、これにすごく金額がかかるのですよというものを、参考にそちらを教えてくださいませんか。

先ほど、繰り返しますけれども、予定価格を積算するに当たって、実際にこれだけの額が出ているということはすごいことだと思うのですが、積算会社のほうで出してきたのだと思うのですが、それに対してこの金額は妥当なのかというような、余りにも高額なので驚いたのですが、その辺について教えて

ください。

○小林施設整備課長

まず1点目、金額の点でございますが、今回のきゅりあん、非常に床面積の大きな施設でございますので、やはり一定程度大規模改修を行いますと、この程度 of 金額が出てきてしまうことになっております。

この施設の工事の中で一番特徴的なところは、工事の時間帯でございます。今回、きゅりあん以外にも、下にテナントさんがいらっしゃいまして、特にテナントさんが営業している時間帯につきましては、いわゆる騒音・振動を出してほしくないというようなご要望もございましたので、今回この工事につきましては、基本的に夜間作業となっております。夜間作業になりますと、やはり人件費をその分計上しなければいけないところもございますので、そういったところから、比較的、通常の昼間の工事に比べれば、その部分が割高になってくるところが出てくると思っておりますが、基本的には、発注時の単価をしっかり積み上げて積算しておりますので、区としては適正に積算していると判断してございます。

それと、高額のものというところでございますが、細かい内訳を持っていないのですけれども、基本的には機器を入れ替えますと、やはり非常に高額になります。特に空調におきましては、空調熱源を替えますと、それだけで何億円というお金が支出されますので、そういった機器のところについては非常にお金がかかってくるというふうには認識してございます。

○須貝委員

普通、電気設備などは、そのこの場所だけピンポイントで交換すればそれで終わるのかなというふうにご考えていたので、恐らく配管とか配線などはいじれない、いじらないと思うのですよね。そうすると、割と割高なのかなというふうに思いましたけれども、夜間工事云々ということもありましたので、ただ、金額的にはかなり高額なので、少しお聞きしました。営業しながら作業をする場面もあるでしょうし、また夜間工事ということもあって、人通りも多い場所なので、十分、人の往来に配慮して、事故のないように進めていただきたいと思います。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○田中委員

すみません。先ほど、トイレのところで聞き忘れてしまったのですけれども、男性トイレの改修の中で、子どものおむつ替えベッドや、個室に子どもを座らせられるシートというか椅子というのが契約の中であるのかどうか、もし確認ができたならお聞かせいただきたいのですけれども。

○小林施設整備課長

ベビーチェア、ベビーシートのご質問でございますが、もちろん全てのブースではございませんが、一定程度、ブースの中でスペースをとっておりますので、1つのトイレの中に1つだけでも作れるような計画で、今回は進めているところでございます。

○渡部委員

今回、それぞれ書類には、計画敷地の工事範囲には当然民間部分もひっくるめて入っていて、今回これだけの大がかりな改修を行う中で、先ほど課長さんのほうのお話で、民間の方と調整しながらということだったのだけれども、その民間の敷地部分でも、例えば、換気の部分だ、何だというのは一緒に工事をやってしまったほうがというようなのは話し合った上で、いわゆるあそこの工事敷地全体での工

事、民間のところでは分かる範囲で分かっていたら聞きたいなと思ったので、同時期に工事をやっていて、一斉にあの建物自体が更新されるという方向に行くのか、どうなのか。それとも、粗々発表されているのか、僕も今見ていないので分からないのだけれども、結構長い期間きゅりあんの工事にかかって、今、夜間工事をするということだったのですけれども、いわゆる順番に工事するにおいて、例えば、文化観光課長さんがいるのだけれども、休館というはずらしながら、例えばここはいつからいつまでとか、全館一斉休館はこうとか、粗々もう考えがあるのかというのと、あと1つは、少し大きな話になってしまうのだけれども、本庁舎の計画が今出ていて、広町地区をやるというときに、きゅりあんは大井町の駅前のいいところにある中で、まして役所とか行政機能が新しくなるというときに、この辺を一体化してやっていこうみたいな考えがなかったのかなというので、少しお聞きしたいなと。というのは、やはり、今、須貝委員が言った話ではないですけれども、七十何億円というお金がどーんとここに行って、機能が維持されるのだけれども、であれば、もし、あと何年か延ばせば、区の新しいものを作るというところにまた機能集約なども可能だったのかなと思ったりもしたのですが、その辺、何か考えがあったのかどうか、3点お伺いできればと思います。

○小林施設整備課長

私のほうから、きゅりあんの民間部分の工事の内容というところでございますが、今回設計していく中では、過去から長きにわたって、建物管理者である方々と調整しながら、設計内容を決めたところでございます。本来でありますと、これに併せて共有部分の配管などもやれるといいなと思っていたところでございますが、やはりなかなか、テナントさんのほうの休館などは難しいなどいろいろなことがございまして、今回聞いている話の中では、例えば外壁の改修とか、屋上の防水改修とか、そういったようなところについては、今回の改修工事の中で同時期にやりたいというような話もございましたので、そういうところを現在調整しているところでございます。

あと、私のほうから答えられる範囲になるかと思いますが、庁舎の計画と今回の計画ということでございますが、やはり、きゅりあん自体に老朽化しているところもございまして。築33年ということで、建物自体、特に先ほどのお話の中でもありましたが、配管類につきましては、もともと非常に古い施設で、鉄の配管を使っているところもございまして、現状腐食が進んでいるところでございます。という話になりますと、やはり早い段階で改修工事をしたほうがいいたるところから、今回、設計のほうを進めているところでございます。

○篠田文化観光課長

私からは、休館に関してのご説明をさせていただきます。

今回の工事につきましては、年明けの2月1日から全館、きゅりあんに関しては休館を迎えます。工事の中で一番大きなものが大ホールの工事になりますので、こちらは令和5年9月中旬までずっと閉めるという形になります。7階から下のイベントホールですとか、会議室ですとか、あとは1階の小ホールですね。こちらに関しましては、それぞれ順番に工事をしていくのですけれども、施設としては2月1日に閉めて、令和5年1月中旬まで全部閉める形にしています。本来、もう少し長く期間をとりたいというところではあったのですが、やはりできるだけ早めに、開けられるところから開けていきたいということで、大ホールを除いては令和5年1月中旬から開くという形で、今の時点では考えているところでございます。

○渡部委員

ありがとうございました。一度その概略を聞いておこうと思って聞いたのであれなのですが、

休館に関しては、これはまた契約の問題になると思うのですが、あそこは業務委託でしたか、やってもらっている業務のところ、それだけの長い間休館になると、例えば、お願いしている業務内容なども変わってくると思うのですけれども、その辺の変更だとか、継続性だとかというのを考えて、何かあるのでしょうか。今までどおり、同じ委託料というか、払ってやってもらうのか、その辺を聞かせてください。

○篠田文化観光課長

施設自体が閉じてしまうということになりますので、当然、やっていただく業務は変わってくるということではあるのですけれども、例えば、窓口の受付にしましても、窓口業務が一切なくなってしまうということではなくて、連絡等は当然入ってくるわけですので、その辺は、現在それぞれ委託している業者さんに、どのぐらいの業務量になるかということで見積もっていただいて、来年度以降、そういったものを反映させながら、この休館期間中については、当然、今までとは違う、通常とは違う形になりますけれども、そういった形で対応していただく。それぞれの業者さんも、私どものきゅりあんだけを持っているわけではございませんので、ほかのそれぞれ管理している施設等に、恐らく回っていただくなどしながら、最終的に開館したときにはまた今までどおりきちんと継続していただくということで考えているところでございます。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第54号議案 品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党からお願いいたします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

ありがとうございました。

それでは、これより第54号議案 品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第55号議案 品川区立総合区民会館大規模改修機械設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党からお願いいたします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第55号議案 品川区立総合区民会館大規模改修機械設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第56号議案 品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第56号議案 品川区立総合区民会館大規模改修電気設備工事請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

文化観光課長、施設整備課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

(8) 第61号議案 しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第一期）請負契約

○渡辺委員長

次に、取り上げる順番を変更し、(8)第61号議案 しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第一期）請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野経理課長

それでは、続きまして、議案審査(8)第61号議案 しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第一期）請負契約につきましてご説明いたします。資料は、飛びまして22ページをお開きください。

契約方法は制限付き一般競争入札でございます。入札経過は23ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。22ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め9億7,900万円、契約の相手方は日比谷・大森建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所、営業所長、萱森雄一郎氏でございます。支出科目は令和3年度一般会計、令和4年度債務負担行為、工期は令和5年2月28日でございます。

おめくりいただきまして、24ページの工事の概要書をご覧ください。本工事は公園施設の老朽化対応および防災力の強化を図るため北側ゾーンの改修を行うものでございます。改修計画図につきましては下段のところに示してございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

このしながわ区民公園に関して、これまでもいろいろ議論はあったようなので、念のために伺っておくのですけれども、周辺住民の皆さんから様々なご要望があって、建設委員会などで議論があったと聞いているのですけれども、今回の工事に関わるといってはどのようなものがあるか、どのように対応されてきたのか、そして今後どのように対応されていくのか、この点、念のために伺っておきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○高梨公園課長

しながわ区民公園の北側ゾーンの改修につきましては、2回のアンケートと計画案の説明会といったところで、周辺住民の方々、また利用者の方々を対象として、周知を行ってきたところでございます。その際にいただきましたご意見として、一番多かったのは、やはり南側ゾーン、中央ゾーンと、ほかのゾーンの改修工事を踏まえて、緑を大分切り過ぎているというようなご意見をいただきました。一方で、しっかりときれいになって見晴らしが良くなったとか、そういった意見も併せていただいているところでございます。

それに対する区側の回答といたしましては、区民公園、段階的にオープンしているのですけれども、もう開園から約40年が経過しているということで、その頃に植えた樹木がかなり大きく育って、密な状態になってしまっていて、生育が悪くなっていたり、あと、老朽化によって余りうまく育っていないようなものが、昨今の台風等の暴風雨で倒れるといったことも起きてきているということをご説明させていただきました。しっかりと、伐採だけではなくて、新しい樹木を植える、そういった意味で、また新しい緑を更新していくといったところで、改修後の区民公園もまた、緑を大切に愛していただきたいといったところを区からは説明し、ご理解をいただいているというふうに認識しているところでございます。

○おくの委員

今後、説明会などを予定されているというふうに伺っておりますけれども、その理解でよろしいですか。

○高梨公園課長

今回お諮りさせていただいている第一期工事につきましては、この後、契約した後の本年12月に工事の説明会を開催したいと、このように考えているところでございます。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第61号議案 しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第一期）請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いいたします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第61号議案 しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第一期）請負契約について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。公園課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(4) 第57号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更について

(5) 第58号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更について

(6) 第59号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更について

○渡辺委員長

次に、第57号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更について、第58号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更について、第59号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更についてを一括議題に供します。

これら3議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括して説明願ひます。

○東野経理課長

それでは、議案審査(4)から(6)、第57号議案から第59号議案までの3議案につきまして、一括してご説明いたします。

資料は14ページおよび15ページの概要書をご覧ください。最初に、(4)第57号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更についてご説明いたします。本件は、令和3年第1回定例会で議決をいただきました（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約におきまして、賃

金水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものでございます。契約の相手方は、小川・加地建設共同企業体、代表者、株式会社小川組東京支店、支店長、村山正俊氏でございます。

変更の概要でございますが、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置といたしまして、令和3年3月1日以降に契約締結する工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、新労務単価に基づく契約に変更することができる特例措置の実施に基づき、契約金額18億7,000万円を、18億7,576万4,000円とし、576万4,000円を増額するものでございます。工期および工事内容に変更はございません。

続きまして、(5)第58号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更についてご説明いたします。資料は16ページおよび17ページの概要書をご覧ください。本件は、令和3年第1回定例会で議決をいただきました（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約におきまして、賃金水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものでございます。契約の相手方は、三橋・不二建設共同企業体、代表者、株式会社三橋工務店、代表取締役、三橋繁美氏でございます。

変更の概要でございますが、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づきまして、契約金額4億3,340万円を、4億3,522万6,000円とし、182万6,000円を増額するものでございます。工期および工事内容に変更はございません。

最後に、(6)第59号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更についてご説明いたします。資料は18ページおよび19ページの概要書をご覧ください。本件は、令和3年第1回定例会で議決をいただきました（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約におきまして、賃金水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものでございます。契約の相手方は、八千代・中尾建設共同企業体、代表者、八千代電設工業株式会社東京支店、取締役常務執行役員支店長、大江武志氏でございます。

変更の概要でございますが、公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づきまして、契約金額5億9,180万円を、5億9,270万2,000円とし、90万2,000円を増額するものでございます。工期および工事内容に変更はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件は契約内容を変更するものでありますので、契約金額や、変更内容の妥当性などといった視点でのご質疑をお願いできればと思います。

それでは、本件に関しましてご質疑等ありましたら、ご発言願います。

○須貝委員

今回、労務単価の改定ということで、特例措置ということなのですが、労務単価の積算が変わって、今回こういうふうアップ、増額するわけですが、それは間違いなく労務単価に流れているよとか、その確認は、別に区でできるわけではないのですよね。その点についてお聞かせください。

あと、すみません。これは全く別件なのですがけれども、今回、加地さんが建設共同企業体に入っていて、先ほど審議した品川区立総合区民会館大規模改修工事請負契約にも加地さんが入っていて、以前ここで聞いたときに、よくこういう入札への辞退者が、辞退する企業があることをよく聞いて、辞退されているという話ですが、今回、同時期に1つの企業が2つの契約に入っているというのも、これは摩訶

不思議だなというのが、これは感想だけ言わせていただきます。

労務単価について聞かせてください。

○東野経理課長

労務単価が実際に支払われているか、労働者に対しての支払いがされているかというご質問でございます。実際の支払いにつきましては、会社のほうでということになりますので、その確認までは区のほうで致しておりません。ただ、この内容から、もちろん賃金のアップにつながるという部分での措置となりますので、会社のほうで適切に支払いを行っているものと推測されます。

○須貝委員

承知しました。

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

○おくの委員

設計労務単価の変更に伴ってやっていることですが、設計労務単価、国のほうでいつも変更しているみたいですが、上がるときもあれば下がるときもある。こういう特例措置というのは、いつもやっているのですか。下がるときもやったりしているのでしょうか。その点をお伺いしておきたいのですが。

○東野経理課長

こちらの設計労務単価の特例措置でございますが、平成25年度以降はずっと上がり続けている状況でございます。下がった場合につきましては、当然、会社側で考えるという部分になってきますので、恐らく会社側からの請求、事業者側からの請求というのは、そういう意味ではないと思われま

○渡辺委員長

ほかはいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第57号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

自民党からお願いします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第57号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第58号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第58号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第59号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更についてにつきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第59号議案（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(7) 第60号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更について

○渡辺委員長

次に、(7)第60号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野経理課長

続きまして、議案審査(7)第60号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更につきましてご説明いたします。資料は20ページ、21ページをお開きください。

本件は、平成30年第2回定例会で議決をいただきました戸越台複合施設大規模改修工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準の変動に伴い、契約金額の変更を提案するものでございます。契約の相手方は、法月・長谷川建設共同企業体、代表者、法月建設株式会社、代表取締役社長、法月嗣朗氏でございます。

変更の概要でございますが、品川区工事請負契約条項第25条第6項の規定に基づく賃金水準および物価水準の変動によるインフレスライド条項の適用によりまして、契約金額21億9,240万円を、21億9,508万4,880円とし、268万4,880円を増額するものでございます。工期お

よび工事内容に変更はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件も契約内容を変更するものでありますので、契約金額や、変更内容の妥当性などといった視点でご質疑をお願いいたします。

それでは、本件に関しましてご質疑等ありましたら、ご発言願います。

○須貝委員

先ほど、ほかの委員さんからもお話がありましたが、インフレスライド条項、こういう制度はそれなりに国できちんと作っているのいいと思うのですが、こういうインフレスライド条項というのは、民間の建設会社には、私はあるという話は聞いていません。ないようです。そして、先ほども何点か、今回インフレスライド条項で見積り価格の変更ということならば、私は、今の時期に、今度インフレではなくて、逆に値段が下がってデフレになって、または、物価とか人件費が抑えられたときに、今後逆に変更したときには下がるということも、私はどこか制度の中に、品川区としてきちんと入れておくべきではないかと思えます。先ほど、平成25年から上がる一方だという話ですが、上がるのは、それはそれで制度として、私は致し方ないのかなと、国で決めているから。でも、下がる場合もあるので、上げているなら、やはり下がることもありますよということを、きちんと制度の1項目に入れておくべきではないかと思うのですが、その辺について、考え方だけお聞かせください。

○東野経理課長

まず、民間ではないというお話でございますが、民間は契約当事者で対応を図っているということで理解しているところでございます。区としましては、契約書に記載のこの条項を適用することで、公共工事の品質の確保、それから適正な賃金水準が長期の工事でも保たれるというふうに考えているところでございます。

それから、下がった場合、いわゆるデフレーションの場合というところでございますが、こちらにつきましては、一定幅のところでの考えということになってくるかと思えますが、現在そういう傾向がないというところで、適用がない状況でございます。ただ、考え方としては、委員がおっしゃるようなところもあると思えますので、そういったところにつきましては、国の動向などを注視しながら、国からの通達、全国的な流れ、そういったところも考えながら、区としても判断していきたいと思っております。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

○たけうち副委員長

関連で、工事のところで、電気設備と機械設備の工事が上がっていますが、こちらはこの条項に、期間とかいろいろなことで当てはまらなくて、こちらはならないということでもいいのか。それとも、何か業者のほうからの請求がなかったということなのか、もし分かれば教えてください。

○東野経理課長

関連工事につきましては、特に請求がないものとして取り扱っております。

○渡部委員

1点だけすみません。

今の議論を聞いていて、知らないのは僕だけかもしれないですけども、確認したいのが、先ほどの児相の工事というのは、いわゆる事業者さんからの申し出によって検討に入るところ。今回のインフレスライド条項の適用に関しては、先ほどデフレーションの場合という話もあったのだけれども、あくまでも動きを見て、行政側がこういうふうにこれを適用したほうがいいなというものに対して、業者さんのほうに、事業者さんのほうに声をかける仕組みという、基本的な捉え方というのはそれでいいのでしょうか。

○東野経理課長

先ほどの児相の場合も同様なのですけれども、あくまで事業者からの申し出という制度になってございます。ただ、区としては、事業者さんといろいろ工事のところでの話もさせていただいておりますので、こういう制度が適用になるのではないのでしょうかというようなお声かけはさせていただいております。

○渡部委員

今、何でそれを聞いたかという、21ページのところの文言と、先ほどの19ページのところの文言を読み比べていたのですね。19ページのところだと、業者の申し出によりということ、21ページのところだと、まず品川区が決定して、それから業者に伝えたのだな、要するに、適用を決定したと。これを受けて、請求者より契約金額変更の請求があったと。先にインフレスライド条項の適用を決定して、だから請求があったと受け取れるのだけれども、その違いを説明してください。

○東野経理課長

まず、請求につきましては、あくまでも事業者からの請求ということになります。例えば、この戸越台複合施設につきましても、平成30年の契約ですから、それまでの期間、請求する機会はあったと思われませんが、業者からの請求はなかったということで、今回初めてのインフレスライド条項の適用ということになります。そういったところから考えますと、事業者からの請求があるか、ないかによって、適用されるかどうかという部分にかかってくるものでございます。

○渡部委員

多分、ここにいる皆が思っているのは、請求があったから適用されたのか、適用したから請求したのか、どちらなのかと。では、どちらが正しいですかということで、それによってはこの文章が間違っていますよねという話です。

○渡辺委員長

21ページの変更の概要のところを指摘されているかと思いますが、その表現の仕方を含めてご説明いただけるといいのかなと思います。

○東野経理課長

インフレスライド条項を適用するかどうかにつきましては、まず国からこういうものが適用になりますよという通知が来ます。それによりまして、区のほうでも適用になりますよというような決定をいたします。それで、事業者さんにホームページなどでお知らせしまして、事業者さんからの申し出によりまして、案件ごとに決定をとるというような流れでございます。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、第60号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更についてにつき

まして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○小芝委員

賛成です。

○たけうち副委員長

賛成です。

○渡部委員

賛成します。

○おくの委員

賛成します。

○須貝委員

賛成します。

○田中委員

賛成します。

○大倉委員

賛成です。

○渡辺委員長

それでは、これより第60号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件および議案審査を終了いたします。経理課長は、ここでご退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

2 請願・陳情審査

(1) 令和3年請願第6号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

(2) 令和3年請願第7号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

○渡辺委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を議題に供します。

(1)令和3年請願第6号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願、(2)令和3年請願第7号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願の2件につきまして、一括して議題に供します。

これら2件は、同一の内容のため、一括して説明・質疑を行い、採決につきましても、一括して行い

たいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、これら2件の請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

まず、第6号、第7号の順に件名、紹介議員等を読み上げ、次に本文の朗読を行います。本文は同一の内容のため、朗読は一度だけ行います。

では、お願いします。

[書記朗読]

○渡辺委員長

朗読が終わりました。

それでは、これら2件の請願に関しまして、理事者よりご説明願います。

○堤坂税務課長

では、私から、令和3年請願第6号および第7号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願につきまして、分かる範囲でご説明させていただきます。なお、固定資産税と都市計画税につきましては、地方税法では市町村の税目に位置づけられておりますが、東京都特別区の区域内におきましては、特例にて東京都が賦課徴収する税目となっております。また、本日の資料といたしましては、東京都主税局が発行している「ガイドブック都税」令和3年度版に掲載されている固定資産税および都市計画税における東京都独自の軽減措置について、該当項目などを抜粋して配付させていただいております。

なお、今回の請願にかかる内容につきましては、東京都におきまして、令和3年度まで軽減措置が延長されております。今回の請願につきましては、令和4年度以降も継続を求めるというものでございます。

では、順に説明させていただきます。

まず1点目でございます。小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置の継続でございます。請願にございますとおり、定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的といたしまして、昭和63年度に都の独自措置として制度化されております。以来、令和3年度まで軽減措置を継続しているものでございます。軽減措置の内容といたしましては、住宅1戸につき200㎡までの小規模住宅用地に係る都市計画税について、税額の2分の1を軽減するというものでございます。

次に2点目、小規模非住宅用地に対する固定資産税および都市計画税を2割減額する減免措置についてでございます。平成14年度に都の独自制度として創設されておまして、特別区の区域内の非住宅用地の過重な負担の緩和や、昨今の経済状況下における小規模事業者を支援するというところで実施しているものでございます。

対象要件でございますが、一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるものうち、200㎡までの部分につきまして、固定資産税および都市計画税を2割減免するというものでございます。ただし、個人または資本金等の額が1億円以下の法人が所有する土地に限られております。

次に3点目、商業地等における固定資産税および都市計画税について、負担水準の上限を65%まで引き下げる措置についてでございます。負担水準の不均衡の是正と、特に全国と比べて課題となっております23区の商業地等の負担の緩和を図るものでございます。

ここで負担水準と言いますのは、固定資産税の評価額に対する前年度の課税標準額の割合でございます。例えば今年の評価額が1億円で、前年度の課税標準額が7,000万円といたしますと、その割合は負担水準70%ということになります。これは、負担水準を70%まで減ずるといふ地方税法上の

措置、全国一律の制度でございます。この取扱いに対しまして、特別区内の商業地等につきましては、東京都の独自措置として、平成17年度に負担水準の上限を70%から65%まで引き下げる措置を行っているものでございます。このことによりまして、課税標準額が引き下がり、税額が軽減されるというものでございます。

次に、1点目から3点目の各項目の影響額でございますが、東京都によりますと、令和2年度実績で、1点目の小規模住宅用地に対する軽減措置は、品川区において対象が約6万件、金額で約15億4,000万円ほどでございます。2点目の小規模非住宅用地に対する減免措置は、品川区において対象が約6,700件、金額で約6億7,000万円ほどでございます。3点目の商業地等の負担水準上限引下げ減額措置は、品川区において対象が約100件、金額で約390万円ほどでございます。23区の総額は、合わせて約597億円の減額措置となっております。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件につきましてご質疑・ご意見等ございましたら、ご発言願います。

○おくの委員

この請願の本文、理由の中にもありますけれども、昨年来のコロナ禍の中で非常に大変な状況になっていると思うのですが、他方で、ここで出されている軽減措置というのは、いずれもかなり前からのもので、特に1番のものはバブルのときのもので、昭和63年からということなのではございますけれども、このコロナ禍の中で、さらなる軽減措置を求めるような声、あるいは、さらなる軽減措置の必要性があるのではないかとといったような案というか考え方は出てきているのでしょうか。私は分からないから純粋に伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。伺いたい。

○堤坂税務課長

先ほど申しましたとおり、賦課徴収につきましては東京都が行っておりますので、直接、区のほうにそういうご要望は聞いてございませんけれども、実際に賦課した後で、徴収の段階になりまして、納税が難しいということになりましたら、都税事務所のほうで徴収猶予など、そういった制度を適用して、ご相談に応じるものと考えてございます。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

○須貝委員

前回は申し上げたのですけれども、特別区長会、また副区長会で、これは話が出てきていると思うのですが、毎年、請願が出されますけれども、もう本当にやはり恒久化、一番目の小規模住宅などは昭和63年度創設ですよ。これだけ長い期間やっているのならば、私はもう、恒久化するべきだと思うのですが、実際、区長会ではどのような話になっているのか。全く相手にされていないのか、それについてお聞かせください。

そして、2番目、都の固定資産税ですが、もう上がる一方ではないですか。高層マンションが建って、そこで階層が上になればなるほど、また固定資産税を上げている。もう、上がる一方なので、それに対してこういうことを毎年出される。そして、これは財政課の問題なのでしょうけれども、今、固定資産税が上がっているのに、財調のほうも23区にそれなりのものが今割当てされていると思いますけれども、この先、経済界から、10年後、20年後、法人住民税は間違いなく下がってくるというようなお

話があります。世界の企業ランキング、法人の収益ランキングも、もう日本はトヨタ以外ほとんど残っていないような話まで聞いています。間違いなく今後下がっていく、法人税が減ってくるということは、財調もやはり減ってくるというわけで、いずれはそうなってきてしまうわけですから、抑えるところは抑えて、23区でもっと配分されるところは今のうちに、私は、しっかり確保しておかないと、この先、法人住民税が減りました、皆さん、財調も減らさせていただきますなどというやり方で、品川区民を、23区そうですけれども、守れるのですかというふうに思うので、その辺を財政課としてどのように考えているのかお聞かせください。

○提坂税務課長

まず、軽減措置の延長につきましては、大本は地方税法ということで国が定めているもので、それに対して東京都独自で措置しているということで、毎年毎年、その時点での経済状況を見ながら延長しているものと考えてございます。

財調の件については、配分割合とか、その辺については東京都と区のほうで認識のずれがあるということは事実です。

○桑村副区長

財調の件は財政課長が話しますが、今、1点目のお話ですが、いわゆる区長会、副区長会で議論があるかという。基本的に、これは、1つは都税であるということで、都市計画税と固定資産税については、これは各区いろいろな思いがあるのですね。特に、都市計画税は、今、区のほうには都市計画交付金という形で一定のお金が来ているのですが、これの配分については、実績よりも特別区に来ている割合がかなり少ないということで、毎年協議を申し入れているのですが、これはどうしても認められなくなって、私も特別区からすると、非常に都市計画税の割合が東京都に多いのではないかという考え方がありわけです。

それから、もう1つは、これは税そのものを、都が持ってきて、都が決定しているわけですね。全て。このやり方自体については、固定資産税、あるいは個人住民税につきましても、もう55%が特別区に来ているわけです。だとすれば、東京都はもう少しこういう制度を作るときに、一定の考え方があってもいいだろうと。今は、確かに軽減になると報告に、区長会なりの中で、主税局の誰かが来ますけれども、こういうやり方なのかと。いわゆる、こういう制度を作って、もちろん、都民、区民にいいことをされているわけですから、そういうことについて文句を言っているわけではありませんけれども、コロナにおけるどういうやり方をする、あるいは、税を動かすのであったら、それなりの議論があつていいのではないかというのが、やはり根本にあるわけですね。ですので、実際は東京都が全て決めて、これまで決め方もはっきりは、先に決めて、後で特別区にそれが来るということで、そのときもかなりの議論があつて、こういうやり方自体がどうなのかというようなことがあるわけですね。

ストレートにお答えはしていませんけれども、そういう思いの中で、特別区の中でこれをまとめて、税について東京都に何かしてくれという議論がなかなかしづらいというのが、正直なところではないかと思っています。

○黒田財政課長

財調財源のところと、法人住民税にかかるお尋ねへのお答えでございますが、今、国のほうでも、いわゆる法人にかかる税については、様々な議論がありまして、当然、税率が下がってくれば、法人住民税の課税標準が法人税になっておりますので、ここで連動してくる部分は多分にあると思います。その際に、地方税制としてどのような、これは東京都に限らず、法人住民税というのは全国的にございます

ので、どういった財源があれば地方の自治をきちんとできていくのかといった議論の中で、現在、東京都は富裕であるといったような議論で交付税化されている部分がありますが、そういった不合理な税制ではなくて、きちんとした税制をといるところで、区長会のほうでも引き続き求めてまいりますので、法人の税制の大きな枠組みが変わってくれば、そういった中で、一定程度の主張をしていかざるを得ないというふうに考えているところでございます。

○須貝委員

この固定資産税、まさに何とか議論の場に乘せていただくように、これは努力していただくしかないものであれなのですが、今、東京都の財源を見ても、固定資産税の割合がすごく多い。法人住民税ももちろん多い。だけれども、やはり23区はそれぞれ多くの区民を抱えて、今後やはり高齢者がますます増えていく中で、子どもたちも見て、少子化も考えていかなければいけない。かといって、地域の地場産業もしっかり見ていかなければいけないとなったときに、やはり今、都が潤っているさなかに、何とかその隙を突くというか、今後の、将来の23区の在り方、品川区の在り方として、しっかり財源を、何かあっても大丈夫だよというものを、私はつないでいてほしいなというふうに思います。

これは意見だけです。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

それでは、令和3年請願第6号および令和3年請願第7号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

「継続にする」あるいは「結論を出す」のどちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論について、併せて意見書の提出の有無についてご発言ください。

それでは、自民党からお願いします。

○小芝委員

結論を出す、採択です。

○渡辺委員長

意見書提出ありでよろしいですね。

○小芝委員

あります。

○たけうち副委員長

本日結論を出すで、採択で、意見書を提出させていただきたいと思います。

○渡部委員

今日結論を出すで、両件とも採択。片方だけでいいのですか。

○渡辺委員長

両方ですね。

○渡部委員

両件とも採択で、意見書の提出を求めます。

○おくの委員

結論を出すで、採択で、意見書も提出するという事で求めます。

○須貝委員

本日結論を出すということで、両件とも採択ということで、意見書提出をしてほしいということです。

○田中委員

本日結論を出すで、採択を主張します。意見書提出もお願いします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、2つとも採択ということでお願いいたします。また、意見書についても提出するというのでお願いします。

○渡辺委員長

それでは、請願第6号および第7号については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

それでは、請願第6号および第7号は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本件については簡易採決により採決を行います。

それでは、令和3年請願第6号および第7号についてお諮りいたします。

本件を採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決定いたしました。

なお、令和3年請願第6号および第7号は、意見書の提出を求めるものであります。意見書につきましては、明日の委員会でお諮りしたいと思います。また、意見書の案文につきましては、正副にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ありがとうございます。さよう進めてまいります。

以上で、本件および請願・陳情審査を終わります。

3 その他

○渡辺委員長

次に、予定表3、その他を行います。

その他で、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ないようですので、以上で、その他を終了いたします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午前11時15分閉会